



豊監公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき平成 30 年（2018 年）12 月 27 日から平成 31 年（2019 年）3 月 26 日までに実施した定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年（2019 年）6 月 25 日

豊中市監査委員	酒 本 毅
同	相 間 佐基子
同	白 岩 正 三
同	中 野 宏 基



平成30年度（2018年度）

# 定期監査結果報告書

（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員



## 目 次

1 監査の期間	1
2 監査の対象部局	1
3 監査の範囲及び方法	2
4 監査の結果	2
(1) 人権政策課	3
(2) 市民協働部市民課（パスポートセンター含む）	6
(3) 会計課	8
(4) 資産活用部	10
(5) 市立豊中病院	11
(6) 消防局	13
(7) 環境部	15
(8) 健康福祉部	18
(9) 都市基盤部	21

※平成31年（2019年）1月、2月、3月に実施した定期監査の結果について  
取りまとめました。



## 1 監査の期間

平成30年（2018年）12月27日（木）から

平成31年（2019年）3月26日（火）まで

## 2 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	実施日
(人権政策課)	人権政策課（豊中人権まちづくりセンター、 螢池人権まちづくりセンター含む）	12月27日 ～1月31日
市民協働部	市民課（パスポートセンター含む）	12月27日 ～1月31日
(会計課)	会計課	12月27日 ～1月31日
資産活用部	施設活用課	1月23日 ～2月27日
市立豊中病院	施設用度課	1月23日 ～2月27日
消防局	救急救命課、南消防署、服部出張所、 小曾根出張所	1月23日 ～2月27日
環境部	公園みどり推進課、花とみどりの相談所	2月19日 ～3月26日
健康福祉部	福祉指導監査課、高齢施策課、 指定管理：養護老人ホーム永寿園とよなか	2月19日 ～3月26日
都市基盤部	水路課、維持修繕事務所	2月19日 ～3月26日

### 3 監査の範囲及び方法

監査対象部局の所掌事務のうち、平成30年度（2018年度）における収入、支出、契約事務などの財務に関する事務が、関係法令等に則り、適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の事務においては、以下に記載のとおり、「イ. 指摘事項」については、速やかに所要の措置を講じられるよう求めるとともに、「ロ. 要望事項」については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

また、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については、「ハ. 留意事項」として記載した。これらの事項については、その都度口頭で改善を求めたところである。

あわせて、監査の過程において行ったその他の指導及び助言についても、参考にされ改善されたい。



## (1) 人権政策課

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### ◆敷地内に設置されている郵便ポスト及び公衆電話ボックスについて（豊中人権まちづくりセンター）

敷地内に設置されている郵便ポスト及び公衆電話ボックスについて、使用許可の手続きが行われておらず、設置使用料の調定及び収入がなされていないなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

#### ◆敷地内に設置されている郵便ポストについて（螢池人権まちづくりセンター）

敷地内に設置されている郵便ポストについて、使用許可の手続きが行われておらず、設置使用料の調定及び収入がなされていないなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

#### ◆指定管理者の住所、事務スペースについて（人権政策課）

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の指定管理者である一般財団法人に対して、すてっぷの一角を指定管理者の事務スペースとしてだけでなく、その財団の事務所スペースとして無償で貸している。財団の管理部門は、その財団としてどこかに置かねばならず、そこで指定管理業務以外の業務の管理も行うはずであり、この場合の事務スペースの使用料を免除することの是非を検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### ①収入事務に関する事項

- ・雑入（コピー関係）の平成29年度（2017年度）の1～3月分793円について、誤って平成30年度（2018年度）歳入予算に調定し歳入を行ったものについて、収入については平成30年5月7日に年度更生を行って平成29年度（2017年度）予算へ収入しているが、平成30年度（2018年度）について年度更正を行うと同時に減額調定を行っていないため平成31年1月7日現在、793円が収入未済額となっていた。（豊中人権まちづくりセンター）
- ・市立岡町北店舗・作業所使用料の歳入調定において、4月9日に12か月分の調定を行っているが4月・1月・2月分が二重調定となっており、年額調定額559,200円であるべきところ699,000円となっていた。（人権政策課）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・自動扉開閉装置保守点検整備業務、消防用設備保守委託整備業務に係る委託契約書等において、貼付すべき収入印紙が貼付されていなかった。(螢池人権まちづくりセンター)

④現金等管理事務に関する事項

- ・切手受払簿に計算誤りがあり 82 円切手が 1 枚少なかった(本来 1 1 1 枚の残枚数のところ 1 1 0 枚であった。)(豊中人権まちづくりセンター)

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に登録されている備品の保管状況について、6 品目について試査を行った結果、カメラ関連機器の 1 品目について現品確認ができなかった。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・備品台帳に登録されている備品の保管状況について、7 品目について試査を行った結果映写機、ビデオカメラ、ビデオ装置等 6 品目について現品確認ができなかった。(螢池人権まちづくりセンター)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・講座参加者から一時受領した材料費を講師へ支払いをしているが、講師からの領収書の徴取がされていなかった。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・出張命令簿において、合計欄・旅費入力チェック欄等の記載漏れが散見された。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・機械設備運転日誌において、消せるボールペンでの記載が散見された。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・豊中市行政管理規則で定められている「簡易決裁・供覧用紙」と異なる様式(決裁・供覧日及び文書番号の記載欄なし)を使用するとともにすべて分類番号が記載されていなかった。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・地域交流事業綴において、「介護予防普及啓発事業「うたごえ喫茶いこい」の実施について」の起案文書に個人情報が含まれているのに開示区分が公開となっていた。また、「介護予防普及啓発事業「笑う門には福来る！～心と身体の元気づくり～」の実施について」の起案文書において、鉛筆で訂正された文書のみが添付されており、実際に発出した文書の控え文書が添付されていなかった。(豊中人権まちづくりセンター)
- ・起案文書において、個人情報が含まれているのに開示区分が一部開示とするところ開示となっているものが散見された。(豊中人権まちづくりセンター)(螢池人権まちづくりセンター)
- ・すべての支出負担行為何兼決定書の負担行為日、決裁日が未記入となっていた。

(螢池人権まちづくりセンター)

- ・出張命令簿において、費目コード・事業コードの記載漏れや経路記載に誤りが散見された。(螢池人権まちづくりセンター)
- ・公用車管理について、公用車運転日誌は作成されていたが、使用前に行う運行前・後点検表が作成されておらず、日々の点検記録がされていなかった。(螢池人権まちづくりセンター)
- ・支出負担行為伺兼決定書(企画生活係)綴において、課長決裁とすべき支出負担行為伺兼決定書が誤って係長又は館長決裁で処理されていた。(螢池人権まちづくりセンター)
- ・螢池人権まちづくりセンター使用申込・減免申込書の備考欄(承認条件等)のチェック欄、使用料欄の記載漏れ等が散見された。(螢池人権まちづくりセンター)
- ・世界連邦運動協会豊中支部補助金関係簿冊において、平成28年度29年度の補助事業等実績報告書と決算報告書の日付及び訂正箇所の加筆部分が消せるボールペンで記載されたものを受領していた。(人権政策課)

## (2) 市民協働部

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### ◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（パスポートセンター）

証紙・印紙自動販売機一式賃貸借契約（契約金額6,454,080円）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

#### ◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（市民課）

豊中市コンビニ交付システムリプレイス業務委託契約（契約金額14,999,040円）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

#### ◆窓口サービス改善の取組みについて（市民課）

平成23年に、「豊中市窓口サービス基本方針～ハートフルとよなか～」を策定し、全庁をあげて窓口サービス改善に取り組んできた。かなり大がかりな、住民に直接かかわる取組みであるので、その取組みの到達点、今後の課題をまとめたレポート等を公表されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

#### ◆市民公益活動推進助成金について（コミュニティ政策課）

市民公益活動推進助成金の初動支援コース助成金を過去に受けた団体について、現在何をしているのか、収益事業を組み込んでいるのかなどを調査し公表されたい。このことにより、他の活動団体の参考とし、また、今後の効果的な助成金の交付の検討材料とされたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### ①収入事務に関する事項

- ・手数料領収書の書損分が使用可能な状態で保管されていた。（パスポートセンター）

#### ②支出事務に関する事項

該当なし

#### ③契約事務に関する事項

・「戸籍総合システム・ブックレス」に係るハードウェア保守サービス契約書」につ  
ぎの誤りがあった。(市民課)

・誤>第2条 (省略) 頭書記載事項2 (省略)

正>第2条 (省略) 頭書記載事項4 (省略)

・誤>第3条 (省略) 頭書記載事項3 (省略)

正>第2条 (省略) 頭書記載事項5 (省略)

④現金等管理事務に関する事項

・年金係の切手受払簿において、所属長の確認印がなかった。(市民課)

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

・長期継続契約の綴の簿冊登録がなされておらず、文書保存年限を守れないおそれ  
があった。(パスポートセンター)

・臨時職員出勤簿において、実績報告印が漏れていた。(市民課)

・調定決議書及び通知書において、決裁日の記入漏れがあった。(市民課)

・「情報セキュリティ対策 5年」簿冊に「保有特定個人情報の庁内利用申込につい  
て」起案を綴っており、簿冊と起案内容が一致していなかった。(市民課)

・国民年金給付関係書類送付書簿冊の起案において、決裁日及び施行日の記入漏れ  
が散見された。(市民課)

・「平成30年度 障害基礎年金・不支給決定通知書」(登録簿冊名は「不支給決定  
通知書5年」)、「平成30年度 特別障害給付金関係綴」(登録簿冊名は「特別障  
害給付金3年」)が、文書管理システムから出力した背表紙になっておらず、登録  
簿冊名と相違があり、簿冊に文書保存年限、廃棄到来日等必要事項が表記されて  
いなかった。(市民課)

・他市や他機関から受け取った通知文書や回答文書について、文書管理システムに  
よる収受の起案・供覧の手続きをしていないものが散見された。(市民課)

・「平成30年度情報システム10年綴」、「平成30年度情報システム5年綴」にお  
いて、起案に決裁日及び施行日の記入が漏れているもの、送付した文書に日付の  
ないものがあった。(市民課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

・出勤簿において、退勤時間が19時以降であるにもかかわらず、時間外勤務の処  
理がなされていないものがあった。(市民課)

### (3) 会計課

#### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

#### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

##### ◆公金の管理運用について（会計課）

公金の管理運用の情報公開について、公金管理方針、公金運用実績を市ホームページ等で公表されたい。また、定期的な庁内協議組織を設定するなどし、公金の長期運用、短期運用のあり方、市全体の資金の一括運用の可否など公金の管理運用について検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

##### ◆不用備品の処分について（会計課）

不用になった事務机、椅子などの備品を処分する場合、業者に鉄くず等として売却するだけでなく、それらの備品を必要とする地域の市民団体への譲渡等を検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

##### ◆備品管理について（会計課）

備品台帳には記載はあるが、現物を確認できない、廃棄手続がとられていないものなどが全庁的に散見される。備品管理の主管課である会計課において、棚卸などのルール設定、現場に向いての現物確認、個別具体的な指導など備品管理のあり方について改めて検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

#### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

##### ①収入事務に関する事項

該当なし

##### ②支出事務に関する事項

該当なし

##### ③契約事務に関する事項

該当なし

##### ④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 出納事務綴において、担当課から提出された歳計外現金又は運用基金の残高確認書を提出日又は文書記号・番号が未記入のまま受け取っていた。(会計課)
- ・ 資金運用綴において、起案文書に記載されている施行日と控え文書に記載されている施行日が異なるものがあった。(会計課)

#### (4) 資産活用部

##### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

##### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

##### ◆庁舎建設基金について（資産管理課）

庁舎建設基金は、平成4年に市第二庁舎が建設されてから、新たな積立てや取崩しはなされず基金として活用されていない。公共施設等整備基金に統合するとか、庁舎建設基金の目的（名称）を変更するなどして、基金の資金を有効活用されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表号
---------	----------	-----

##### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

##### ①収入事務に関する事項

該当なし

##### ②支出事務に関する事項

該当なし

##### ③契約事務に関する事項

- ・契約書5年綴において、「市有施設有効活用システム保守業務」の業務委託契約がなされていたが、年額756,000円（税込み）の積算根拠が明確にされていなかった。また、仕様書に示した保守業務のうち、「データの抽出及びプログラム修正」が行われていたが、その作業報告書が徴取されていなかった。（施設活用課）

##### ④現金等管理事務に関する事項

該当なし

##### ⑤物品管理事務に関する事項

- ・寄付によるふるさと納税の返礼品について、財政課から切手シートとしおりを預かっているが、それらの物品の受払簿が作成されていなかった。（施設活用課）

##### ⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

##### ⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし



(5) 市立豊中病院

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（施設用度課）

市立豊中病院消防設備保守点検業務委託契約（契約金額8,265,240円）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・「市立豊中病院防災システム設備更新工事管理業務委託契約書」、「物流管理（SPD）業務更新における仕様書作成並びに発注支援業務委託契約書」、「薬価改定にかかる医薬品の契約支援業務委託契約書」、「市立豊中病院診療報酬適正化診断調査業務委託契約書」及び「医療材料の契約支援業務委託契約書」などの契約書に収入印紙が貼付されていなかった。（施設用度課）
- ・「立会い業務委託実施契約書」、「ステントグラフト手術立会情報提供業務（単価契約）」などの契約書において、管轄裁判所に関する規定が設けられていなかった。（施設用度課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・職員駐車場に係る「行政財産使用許可書」の許可年月日と「職員駐車場使用証」の許可年月日が異なっているものがあつた。（施設用度課）
- ・「麻薬譲受証」綴において、公印を使用しているにもかかわらず、簡易決裁・供覧用紙に施行日を示す決行印の押印がされていなかった。また、この簿冊の保存年

限が3年と定められているのに、綴られている簡易決裁・供覧用紙の保存年限が5年とされていた。(施設用度課)

- ・「食品発注書関係書類(即日消費食品検収記録簿)」綴において、起案文書に決裁日の記入漏れがあった。(施設用度課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

## (6) 消防局

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### ①収入事務に関する事項

該当なし

#### ②支出事務に関する事項

該当なし

#### ③契約事務に関する事項

- ・自動体外式除細動器保守点検業務（契約金額2,483,946円税込）、病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備に関する業務（契約金額4,389,556円税込）の委託契約において、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の随意契約を行っているが、市ホームページで公表されていなかった。（救急救命課）

#### ④現金等管理事務に関する事項

該当なし

#### ⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳を試査したところ、廃棄されている備品が掲載されていた。（南消防署）

#### ⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・簿冊件名「契約書5年」綴に、簿冊件名「大阪府救急業務高度化推進連絡会（3年）」で作成されていた「病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備に関する業務委託契約」の起案書が綴られていた。（救急救命課）
- ・簿冊件名「応急手当普及指導員（3年）」綴の応急手当普及指導員認定起案書に、個人情報に記載されているにも関わらず開示区分が部分開示ではなく開示となっていた。（救急救命課）
- ・簿冊の背表紙等について、文書管理システムから出力されるものを使用していないため、登録簿冊名と実際簿冊名に齟齬が生じ、廃棄期限の管理もしづらくなっていた。（救急救命課）（南消防署）
- ・出張命令簿において、旧様式で作成されているものが散見された。（南消防署）
- ・「防火対策の推進5年」綴において、公印取扱者印の日付が漏れている起案があっ

た。(南消防署)

- ・勤務を要しない日の振替簿において、40時間を超える0.25時間数欄に記載誤りが散見された。(救急救命課)(南消防署)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・勤務を要しない日の振替簿、出勤簿(紙の出勤簿及び出退勤システム上の出勤簿)において、出退勤に係る事務処理が適正になされていない、また不統一なケースが散見された。(消防総務課)(救急救命課)(南消防署)
- ・出勤簿について、出退勤システムを試査により突合したところ、次のような誤りがあった。
  - 振替日について、消防局では、振替日を紙出勤簿にて管理するとのことだが、出退勤システムにも登録がある場合があり、運用が統一されていなかった。(救急救命課)
  - 出退勤システムに40時間を超える0.25時間数が登録されておらず、手当が支給されていなかった。(救急救命課)(南消防署)
  - 勤務を要しない日の振替について、紙出勤簿、出退勤システムともに記載がなかった。(南消防署)
- ・出張命令簿において、合計欄の記載を1,320円と記載するところ、1,620円と誤って記載されていたため300円多く支給されていた。(南消防署)
- ・出張命令簿において、(岡町駅~守口市役所)までの出張で、阪急(岡町)→JR(京橋)→京阪(守口市駅)となっており、出張経路が合理的かつ経済的でない出張命令となっていた。(南消防署)

(7) 環境部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆暴力団員等でない旨の誓約書について（公園みどり推進課）

「業務委託5年」綴において、「堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務」委託契約（契約金額16,491,600円、契約期間平成30年4月1日から平成33年3月31日まで）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆現金（資金前渡）の管理について（公園みどり推進課）

出張用として、資金前渡を行った現金の入出金管理簿が作成されておらず、受領した資金前渡を支出担当者の個人管理としていた。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆公園内の自動販売機について（公園みどり推進課）

公園内の一部スペースを自動販売機スペースとして業者に対して設置許可を出し、使用料を徴収している。その使用料とは別に、自動販売機にかかる実費電気代を業者に請求しているが、電気代の請求額を算定するために、業者は毎月公園に出向き、電気メーターを確認している。その業者の電気使用量報告事務にかかる人件費が、電気代を超える場合もあると思われる。この経費が入札金額に影響することから経済的、効率的な電気代請求事務を検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆公園遊具等の整備にかかる財源について（公園みどり推進課）

市内のどの公園のどの遊具等を整備するかを住民から意見を募り、あわせて住民からその整備費について特定の寄付を受けるなどして、住民と一体となった公園整備を検討されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆公園内のトイレ等の整備について（公園みどり推進課）

小さい子供づれの家族などがより公園を利用しやすくなるように公園のバリアフリー整備にあわせて公園内のトイレに、おむつ交換台などを整備したり、公園入口の車両進入禁止車止めの間隔を広げたりといった検討をされたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

## ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

### ①収入事務に関する事項

- ・「公園内自動販売機関係 3年」綴において、自動販売機設置に係る使用料の納付について、「行政財産の使用許可に係る基準」に定めている徴収期日内の納付となっていないものが見受けられた。（公園みどり推進課）

### ②支出事務に関する事項

- ・現金（資金前渡）の管理について、平成30年12月6日の出張用高速代のために前渡資金として支出予定であったが、事前に出金せずに出張用高速代を職員が立替払いを行っていた。また、平成31年3月7日現在、職員の立替払いのままとなっており、支出事務を行っていなかった。（公園みどり推進課）

### ③契約事務に関する事項

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する随意契約について、3月7日時点で、市ホームページに随意契約理由を公表していないものがあった。（「ビジターセンター清掃等業務」、「ふれあい緑地（1・5街区）における共同管理委託業務」、「青池公園水草除去業務」）（公園みどり推進課）
- ・契約決議書に決裁日、契約締結日の記載漏れが見受けられた。（公園みどり推進課）

### ④現金等管理事務に関する事項

- ・現金（資金前渡）の管理について、平成31年2月6日の出張用高速代として、同日に受領しているが、3月7日現在において、財務規則に定めている目的用務完了後5日以内の精算行為がされていなかった。（公園みどり推進課）

### ⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品管理について、備品台帳に記載された物品について、使用及び管理状況を試査したところ、3品目について所在不明となっている物品があった。（公園みどり推進課）

### ⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・出張命令簿の出張時間欄に、用務時間ではなく移動時間を含めた時間を記入しているものがあった。（公園みどり推進課）
- ・出勤簿について、鉛筆書きで記載がされているものがあった。（公園みどり推進課）
- ・起案書の決裁日の記載漏れが散見された。（公園みどり推進課）
- ・緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会 5年」綴に、「緑と食品のリサイクルプラザ施設管理5年」に綴られるべき「堆肥化機械システムチェーン交換報告」起案が誤って綴られていた。（公園みどり推進課）
- ・「生垣緑化助成5年」「ヒメボタル保全5年」「保護樹等助成5年」綴について、文書管理規則では「補助金に関するもの10年」と定められているが、5年保存となっていた。（公園みどり推進課）

- ・時間外勤務について、出退勤システムでの事前命令がされていないものが散見された。(公園みどり推進課)
- ・「公園施設設置・管理許可申請書5年」綴において、自動車駐車場に係る電気料金の納付について(通知)文が平成29年度下半期とするところ、平成30年上半期として、受託業者に通知を行っていた。(公園みどり推進課)
- ・「講習会受講料領収書綴(控)」綴において、受講キャンセル分の領収書が控とともに綴られておくべきところ、綴られてなかった。(花とみどりの相談所)
- ・起案書の開示区分が開示とすべきところ、部分開示となっているものが見受けられた。(花とみどりの相談所)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 健康福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する基本協定書について（高齢施策課）

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理運営に関する基本協定書第11条第1項の管理運営体制の市の承認、第14条第2項の個人情報ファイルの設置の市の承認、同条第4項の個人情報保護管理責任者の市への設置届、第15条第2項の作成又は取得した文書の一覧表の市への提出、同条第4項の情報公開責任者の市への設置届、第46条第1項ただし書の再委託の市の書面による承諾、第53条の管理運営体制、個人情報保護管理責任者及び情報公開責任者の市への変更届がなされていない。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆豊中市介護施設等の整備に関する事業補助金について（高齢施策課）

施設等整備市補助金綴（平成29年度（2017年度））において、「豊中市介護施設等の整備に関する事業補助金の交付確定について」（対象区分：介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の起案文書に事業者からの実績報告書に支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、後日提出されることとなっている領収書の写しが添付されていない。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆豊中市地域介護・福祉空間整備等交付金について（高齢施策課）

地域介護・福祉空間整備等交付金綴において、「豊中市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付確定について」の起案文書に事業者からの平成29年度分実績報告書が添付されていたが、そのうちの収支決算書（整備事業費確認表）の収入額に一部誤りがあり、鉛筆で訂正されていた。また、支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、支払額の根拠となる請求書の写しが添付されておらず、後日提出されることとなっている領収書の写しも添付されていない。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

◆豊中市地域介護・福祉空間整備等交付金について（高齢施策課）

地域介護・福祉空間整備等交付金（防犯対策強化事業・事業所別・10年）綴（平成29年度（2017年度））において、「平成29年度豊中市地域介護・福祉空間等補助金の補助金額確定について」の起案文書に事業者からの事業実績報告書に支払証拠書類として「代金支払い確約書」が添付されていたが、交付確定がなされているにもかかわらず、後日提出されることとなっている領収書の写しが添付されて



いなかった。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

#### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

#### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

##### ①収入事務に関する事項

- ・請求書・領収書（控）綴において、領収されているのに、誤って、領収印を抹消しているものがあつた。（養護老人ホーム永寿園とよなか）

##### ②支出事務に関する事項

該当なし

##### ③契約事務に関する事項

該当なし

##### ④現金等管理事務に関する事項

- ・指導監査・実地指導時駐車場代について、出納簿に所属長等の押印欄がなく、複数の者でチェックするような様式になっていなかった。（福祉指導監査課）
- ・切手受払簿に所属長等の押印欄がなく、複数の者でチェックするような様式になっていなかった。（高齢施策課）

##### ⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に記載されている備品のうち、試査によりカメラ、茶道具、映像メディアソフト（介護サービス計画作成アセスメント）について使用保管状況の確認を行ったが、平成31年（2019年）3月5日現在、廃棄されているのに廃棄処分の事務手続が行われていなかった。（高齢施策課）
- ・平成30年5月18日付で豊中北消防署長に提出した消防設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に基づき、自動火災報知設備のバッテリー不良と誘導灯及び誘導標式のバッテリー2個不良について早急に改修するよう指示されていたが、平成30年10月19日付で委託業者から提出された後期点検結果報告書にもこれらに加えて非常電源（蓄電池）設備のバッテリー有効期限切れも不良個所として報告されており、平成31年（2019年）3月4日現在において、上記不良個所の修繕対応がなされていない。（養護老人ホーム永寿園とよなか）
- ・豊中市から貸与された備品管理について、備品台帳に記載されている備品のうち、試査により使用保管状況の確認を行ったが、平成31年（2019年）3月4日現在、ノートパソコン8台に備品シールが貼付されておらず、備品台帳ファイルに保

管されたままとなっていた。また、台車1台の所在が判明しなかった（養護老人ホーム永寿園とよなか）。

#### ⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・指定地域密着型サービス事業者指導・監査関係綴及び指定障害福祉サービス事業者等集団指導関連文章事務綴において、起案文書に施行日の記載漏れが散見された。（福祉指導監査課）
- ・「平成29年度実地指導の終了について」の起案文書の内容が一部鉛筆書きであった。（福祉指導監査課）
- ・簡易決裁・供覧用紙の分類番号、文書記号・文書番号、保存年限及び開示区分に記載漏れが散見された。（福祉指導監査課）
- ・地域支援事業交付金綴において、平成30年度地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の調定決議書に決裁日の記載漏れがあった。（高齢施策課）
- ・「豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」及び同要綱中に規定されている「軽費老人ホーム利用料認定事務手続きについて」が市ホームページに掲載されていなかった。また、市ホームページに掲載している要綱一覧に題名の誤りがあった。（高齢施策課）
- ・個人ごとに作成されている入居者台帳において、他人の入居者台帳が混入して綴られていた。（養護老人ホーム永寿園とよなか）
- ・給食材料発注書の中に他の施設のものが混入していた。（養護老人ホーム永寿園とよなか）
- ・入居者利用料の請求書領収書（控）綴において、相談員の押印が漏れて決裁されていた。（養護老人ホーム永寿園とよなか）
- ・措置費請求綴において、訂正した箇所には訂正印の押印がなされていなかった。（養護老人ホーム永寿園とよなか）
- ・介護給付費請求書・明細書綴において、ケアマネジャーや相談員の押印漏れがあった。（養護老人ホーム永寿園とよなか）

#### ⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・勤務を要しない日の振替簿において、40時間を超える0.25時間数に記載漏れがあった。（福祉指導監査課、高齢施策課）
- ・出退勤システムにおいて、時間外勤務の登録がなされていないにもかかわらず、退庁時刻が勤務時間を大きく超えているものが散見された。（福祉指導監査課、高齢施策課）

(9) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。  
該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆蚊、ゴキブリなどの駆除について（水路課維持修繕事務所）

繁華街など公共的空間のボウフラ、ゴキブリの駆除を市民からの要望を受けて、市が行っているが、市が行うのは地域異常発生など公衆衛生上必要不可欠な業務に限定し、それ以外は自助共助、地域的な団体に解決していただくというような公と民間の役割分担について議論されたい。

措置通知公表日	平成 年 月 日	公表 号
---------	----------	------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・旧猪名川防潮水門維持管理委託業務綴において、契約書第3条第1項第1号の規定による契約保証金免除申請が行われていないにもかかわらず、財務規則第110条第6号の規定により契約保証金を免除していた。また、契約書第3条第1項第1号の規定による契約保証金免除申請が行われずに、同項第2号の規定により履行保証保険証券の寄託を受けるとともに、契約決議書には、財務規則第110条第6号の規定により免除と記載されていた（正しくは、同条第2号）。（水路課）
- ・平成30年度親水委託関係綴において、契約保証金の免除の根拠規定が決議書（財務規則第110条第3号）と契約書（財務規則第110条第6号）で異なっていた。（水路課）
- ・平成30年度親水委託関係綴において、支出負担行為決議書に添付されている契約実施内容に随意契約理由書が添付されていなかった。（水路課）
- ・平成30年度親水委託関係綴において、履行保証保険の締結により契約保証金を免除しているのに、契約書第3条第1項第1号の規定による契約保証金免除申請が行われていなかった。（水路課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・薬剤持出表に記載されている薬品名が、薬剤受払簿に記載されている薬品名と異なっていた。(水路課維持修繕事務所)
- ・備品台帳を試査したところ、廃棄されている備品が掲載されていた。(水路課維持修繕事務所)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「親水水路使用許可申請書綴 5 年」において、更新の場合は、位置図、現況写真、前回許可書の写しを申請書に添付することとされているが、現況写真が添付されていないものがあった。また、申請書に日付がないものが散見された。(水路課)
- ・「工事業務 5 年」綴、「監督職員任命通知書について」起案において、業者に通知する監督職員任命通知書に公印を押印しているが契印を押していないものがあった。(水路課)
- ・「法定外公共物占用許可申請書 5 年」綴において、法定外公共物占用許可申請書に添付すべき書類が添付されていなかった。(水路課)
- ・出張命令簿、勤務を要しない日の振替簿、旧猪名川防潮水門維持管理委託業務 5 年、平成 3 0 年度親水委託関係書類、修繕料、契約決議書 8 件が文書管理システムの簿冊一覧に登載されていなかった。(水路課)
- ・出張命令簿にカードリーダー記録もれに係る申立書、職務専念義務免除、長期在職休暇願が綴られていた。(水路課)
- ・出張命令簿において、出勤前出張と出勤後直帰の有無、合計欄及び旅費入力チェック欄の記載漏れがあった。(水路課)
- ・出勤簿において、出勤日数の合計欄や有給休暇日数欄等に記入がなく空欄になっていた。(水路課維持修繕事務所)
- ・通行禁止道路通行許可申請書綴において、控え文書の施行日の記載漏れが散見された。(水路課維持修繕事務所)
- ・道路使用許可申請綴において、控え文書の施行日の記載漏れが散見されるとともに、決行印の日付と控え文書の施行日が異なっているものがあった。(水路課維持修繕事務所)
- ・駆除依頼伝票綴において、要望受付票に処理済みの押印漏れがあった。(水路課維持修繕事務所)
- ・時間外勤務命令簿において、訂正箇所には訂正印の押印漏れがあった。(水路課維持修繕事務所)
- ・作業日報維持係綴において、作業日報に担当主幹の押印漏れがあった。(水路課維持修繕事務所)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・勤務を要しない日の振替簿において、勤務を命じる時間に誤記があった。(水路課)
- ・特殊勤務手当実績簿と各作業日報を試査(実績簿1月分、8月分)で突合したところ、日報では出勤が認められなかったのに実績簿では出勤になっているものがあった。(水路課維持修繕事務所)